

ハローワーク磐田 かわら版 1月号

令和7年1月1日発行

- ハローワークから事業所様向けの雇用に関する情報をお届けします。
- ハローワーク磐田の管轄は、磐田市、袋井市、森町の二市一町です。

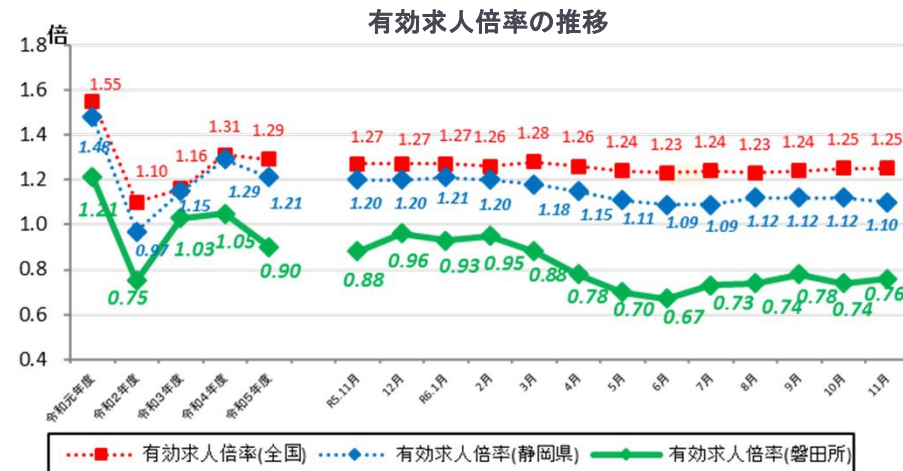
発行 ハローワーク磐田
〒438-0086 磐田市見付3599-6磐田地方合同庁舎
電話 0538(32)6181 FAX 0538(39)1230
(出先)ハローワークプラザ袋井(マザーズコーナー併設)

ハローワーク磐田管内の労働市場の状況(令和6年11月分)

◎有効求人倍率(実数値)は、0.76倍となり、前年同月を0.12ポイント下回った。前月を0.02ポイント上回った。
◎新規求人倍率(実数値)は、1.42倍となり、前年同月を0.16ポイント下回った。前月を0.03ポイント上回った。



●新規求人数は前年同月比15.2%減少しました。運輸業・郵便業、宿泊業・飲食サービス業、医療・福祉などで増加し、建設業、製造業、卸売業・小売業などで減少しました。製造業のうち汎用・生産用機械器具製造業、化学工業などで増加しました。
●新規求職者数は前年同月比5.4%減少しました。一般求職者、パートタイム希望者ともに減少しました。就職活動を継続している求職者も一定数あることから、有効求職者数は前年同月比4.7%増加しています。



	令和5年11月	12月	令和6年1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
全国	1.27	1.27	1.27	1.26	1.28	1.26	1.24	1.23	1.24	1.23	1.24	1.25	1.25
静岡県	1.20	1.20	1.21	1.20	1.18	1.15	1.11	1.09	1.09	1.12	1.12	1.12	1.10
磐田所	0.88	0.96	0.93	0.95	0.88	0.78	0.70	0.67	0.73	0.74	0.74	0.76	

(注)「全国」「静岡県」の数値は季節調整済の数値、「磐田所」は実数値である。
季節調整について、令和5年12月以前の数値については季節調整(値)替えを行っている。
ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数等が含まれている。

令和6年 静岡県内の障害者雇用状況の集計結果

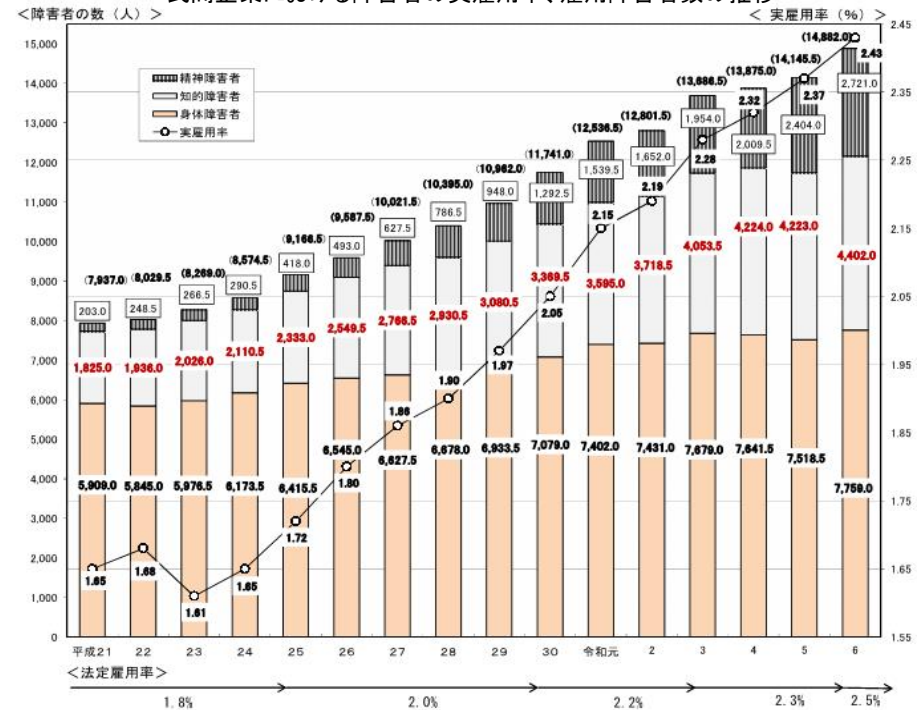


民間企業の雇用障害者数14,882.0人、実雇用率2.43%
雇用障害者数15年連続、実雇用率12年連続、過去最高を更新

障害者雇用促進法では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合(法定雇用率、民間企業の場合は2.5%)以上の障害者を雇うことを義務付けています。

静岡労働局では同法に基づき、毎年6月1日現在の身体障害者、知的障害者、精神障害者の雇用状況について、障害者の雇用義務のある事業主などに報告を求め、集計結果を公表しました。

民間企業における障害者の実雇用率、雇用障害者数の推移



注1:雇用義務のある企業(平成24年までは56人以上規模、平成25年から平成29年までは50人以上規模、平成30年から令和2年までは45.5人以上規模、令和3年から令和5年までは43.5人以上規模、令和6年以降は40人以上規模の企業)についての集計である。
注2:「障害者の数」は、障害者雇用促進法の定義により、年によって異なっている。
注3:法定雇用率は平成24年までは1.8%、平成25年から平成29年までは2.0%、平成30年から令和2年までは2.2%、令和3年から令和5年は2.3%、令和6年以降は2.5%となっている。

➤ **新たに「ユースエール認定企業」が誕生！
県内27社目は、『天龍製鋸株式会社』(12/5)**



静岡労働局は、若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な企業を認定するための「ユースエール認定企業」として、「天龍製鋸株式会社」を新たに認定し、令和6年12月5日にハローワーク磐田で認定通知書交付式を執り行いました。

● **ユースエール認定企業のメリットとは**

- ①労働局・ハローワークなどで重点的PRを実施
- ②認定企業限定の就職面接会などへの参加が可能
- ③自社の商品・広告などに認定マークの使用が可能
- ④日本政策金融公庫による融資制度を受けることができる
- ⑤公共調達における加点評価

などの支援を受けることができるようになり、企業のイメージアップや優秀な人材の確保などが期待されます。



・ユースエール事業主：
天龍製鋸株式会社(袋井市浅羽)
・認定年月日：令和6年10月16日

➤ **ポルトガル語外国人就職支援セミナーを開催しました(12/16)**



ハローワーク磐田には多数の外国人求職者が登録しており(令和5年度1,646名)、日本語能力や通勤手段等の問題を抱えている外国人求職者の就職活動を支援するために、「就職支援セミナー～求人票の見かた」を開催しました。

外国人求職者はハローワーク職員・通訳から求人票の見かた・ポイント等の説明を受け、熱心にメモをとり質問をしていました。企業の皆様には、就職に意欲的な外国人求職者への門戸を広げ、積極的な採用を検討していただくようお願いいたします。



- ・日時：令和6年12月16日(月)
9:30～10:30
- ・場所：ハローワーク磐田3F 会議室
- ・参加者数：ハローワーク磐田に登録している外国人求職者14名
- ・今後の開催予定：1回/月

➤ **福祉の施設見学会&個別相談会を開催しました(12/16)**



福祉職の人材確保を目的とした「福祉の施設見学会&個別相談会」を、静岡県社会福祉人材センターとの共催により開催しました。当日は会場と施設をZOOMでつなぎ、リモートでの施設内紹介や職員紹介の後、参加事業所のブースで採用担当者から説明を受けました。介護の仕事が未経験の方も多数参加しており、「視覚的に分かりやすく説明していただけたので、働くイメージがわきやすかった」との声をいただきました。

- ・日時：令和6年12月16日(月) 13:30～15:30
- ・場所：ハローワーク磐田3F 会議室
- ・参加事業所数：主に介護士を募集している2事業所
- ・参加求職者数：福祉の仕事に興味がある求職者12名
- ・主催：静岡県社会福祉人材センター 共催：ハローワーク磐田



➤ **育児・介護休業法改正ポイントのご案内**



男女とも仕事と育児・介護を両立できるように、育児期の柔軟な働き方を実現するための措置の拡充や介護離職防止のための雇用環境整備、個別周知・意向確認の義務化などの改正を行いました。

①～⑨▶令和7(2025)年4月1日から施行

- ①子の看護休暇の見直し
- ②所定外労働の制限(残業免除)の対象拡大
- ③短時間勤務制度(3歳未満)の代替措置にテレワーク追加
- ④育児のためのテレワーク導入
- ⑤育児休業取得状況の公表義務適用拡大
- ⑥介護休暇を取得できる労働者の要件緩和
- ⑦介護離職防止のための雇用環境整備
- ⑧介護離職防止のための個別の周知・意向確認等
- ⑨介護のためのテレワーク導入

⑩⑪▶令和7(2025)年10月1日から施行

- ⑩柔軟な働き方を実現するための措置等
- ⑪仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮

オンライン説明会のご案内

- ・開催日：令和7年1月21日(火)
10:00～
- ・開催方法：ビデオ会議ツール(Zoom ウェビナー)を使用したオンライン形式
- ・テーマ：【育児・介護休業法と次世代法が改正されました！】
事業主の義務となった新たな事項や、情報公表の仕方などについてわかりやすく解説いたします。



お問い合わせ先：
静岡労働局
雇用環境・均等室
電話番号：
054-252-5310

➤ **次世代育成支援対策推進法の改正に伴い、くるみん認定、プラチナくるみん認定の認定基準等が改正されます**



令和7年4月1日から新たな10年がスタート！

「次世代育成支援対策推進法」は、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境を整備するために定められた法律であり、常時雇用する労働者が101人以上の企業は、労働者の仕事と子育てに関する「一般事業主行動計画」の策定・届出、外部への公表、労働者への周知を行うことが義務とされています(100人以下の企業は努力義務)。

令和6年5月に成立した「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律」により、法律の有効期限がさらに10年間延長され、令和17年3月31日までとなりました。



➤ **労働者死傷病報告の報告事項が改正され、電子申請が義務化されます 令和7年(2025年)1月1日施行**



・労働者が労働災害等により死亡し、又は休業したときには、事業者は所轄の労働基準監督署に労働者死傷病報告を提出しなければなりません(労働安全衛生規則第97条)。今般、労働者死傷病報告の報告事項について、災害発生状況をより的確に把握すること等を目的として改正されます。

- ・電子申請に当たっては、「労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス」をご活用ください。



ハローワーク磐田は、これからも地域から信頼されるハローワークを目指し取り組んでまいります。